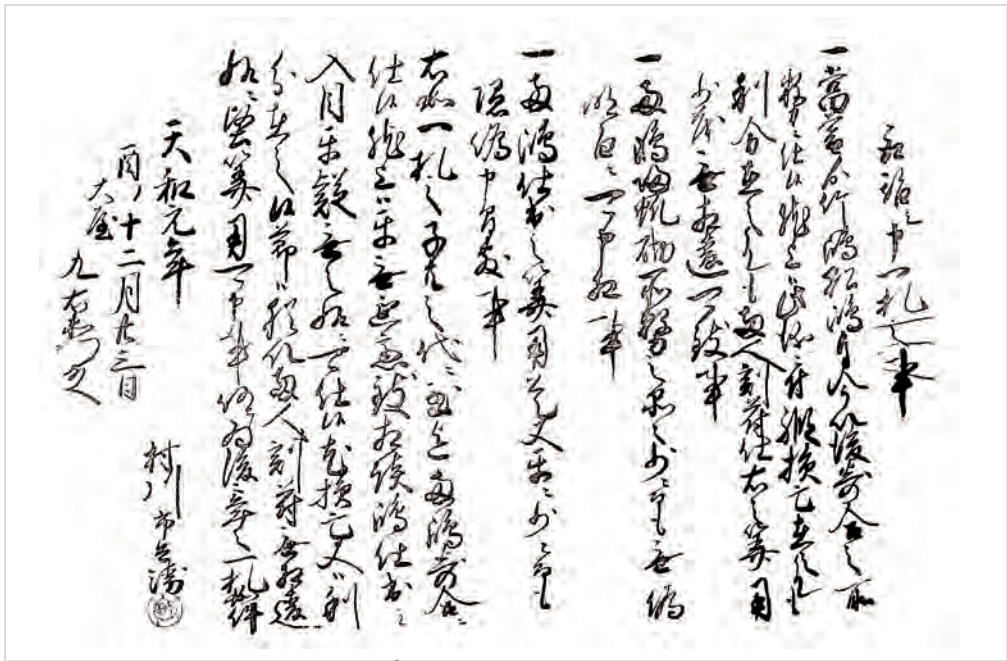


時代区分Ⅰ (2)-①大谷家、村川家の竹島に対する認識を示す資料

大谷家と村川家で交わした鬱陵島と竹島からの収益に関する取決め

No.10 取替シ申一札之事(複写)

新規掲載 1681年(天和元年)12月23日



所蔵:島根県竹島資料室

資料概要

鬱陵島と竹島への渡航を50年余り続けていた大谷家と村川家は、天候の影響など年によって収入が安定しないため、損益を按分する取り決めを結んでいた。

内容見本

一 当暮より竹嶋松嶋自今以後寄合之所務ニ仕候然上ハ此儀ニ付縦損亡在之候ても利分在之候ても兩人割符仕右之算用少茂無相違可致事
一 両嶋帰帆砌所務之品々少ニ而も無偽明白ニ可申相事
一 両嶋仕出之算用是又互ニ少ニ而も隠偽申間敷事
右如一札之子共之代ニ至迄両嶋寄合ニ
仕候、然上ハ互無遠慮致相談

現代語訳

一 当年の暮れから以後、竹嶋・松嶋については相談し決したことで実行していくから、たとえ、損をした時も利益が出たときも両者の決めた割合で行い、勘定や計算などに違いがないようにする事
一 竹嶋・松嶋から船が持ち帰った収穫品はすべて明らかにして少しの偽りもしない事
一 竹嶋・松嶋から得た収益の計算については双方少しの隠し事も絶対しない事
右の取り交わし証文は子供の代まで続く両嶋についての相談、決めことである。

※原文では竹島は「松島」と、鬱陵島は「竹島」と記述されている。

作成年月日	1681年(天和元年)12月23日
編著者	村川市兵衛
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う